

## 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体取扱細則

### (目的)

第1条 本細則は中小企業の健全な育成に資するため共同請負制度を確立し、大規模業務委託における受注の機会を与えるとともに経営の合理化、技術水準の向上等を図ることを目的として、田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体の結成について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本細則において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道維持管理包括的民間委託業務（以下「委託業務」という。） 田原市公共下水道処理施設の維持管理を包括的に民間業者に委託する業務をいう。
- (2) 共同企業体 田原市が発注する委託業務について、入札参加資格を有する者が2者または3者で結成する企業体をいう。

### (構成員の要件)

第3条 構成員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を、専任で配置することができること。
- (2) 次に掲げる資格を有する者を各1名以上配置することができること。
  - ア 第1種電気工事士
  - イ 酸素欠乏危険作業主任者
- (3) 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。
- (4) 構成員は、愛知県内に本店・支店・営業所等を設置していること。ただし、共同企業体の構成員の中に田原市内に本店を設置している者を1者以上含むこと。構成員の市内業者は、下水道処理施設維持管理者登録を行っている者または、機械器具設置工事、電気工事、管工事のいずれかの資格を有する者とする。
- (5) 共同企業体の構成員で、水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、監視及び保守点検に関する業務を実施する者のうち最大の出資をする者は、下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）に基づく登録を行っていること。かつ、日最大処理能力13,500立方メートル以上の標準活性汚泥法の下水処理施設の運転管理に係わる受託実績があること。
- (6) 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
- (7) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合は各者30パーセント以上、構成員の数が3者である場合は各者20パーセント以上であること。
- (8) 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

### (必要書類)

第4条 第2条に定める共同企業体を結成しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体協定書（様式第1）の写し

(2) 委任状（様式第2）の写し

（資格審査及び格付け）

第5条 共同企業体の資格審査は、田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務プロポーザル実施要領に基づき提出される参加資格確認申請書によって行い、適格となった共同企業体については、構成員のうち上位資格の者の基準による資格を与えるものとする。

（資格の有効期間）

第6条 共同企業体としての有効期間は、受注者となった共同企業体については、当該委託業務が完了し共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体については、令和8年9月30日（水）までとする。

（調査）

第7条 市長は共同企業体制度の確立と定着を図るため、管理状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該共同企業体にあらかじめ通知をして実施するものとする。